

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

◆基本事項

1 目的

この計画は、地震・津波発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震・津波に強いまちを構築していくことを目的とする。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等	企画班、土木班、建築班	都市開発課、政策企画課、都市計画課、土木課
第2 災害復旧計画	企画班、土木班、建築班、防災関係機関	都市開発課、政策企画課、都市計画課、土木課、防災関係機関
第3 災害復興計画	企画班、土木班、建築班、県	都市開発課、政策企画課、都市計画課、土木課、県
第4 災害復興基金の設立等	財政班、県	財政課、県
第5 復興組織体制の整備	総務班、企画班	総務課、政策企画課

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ県及び国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震・津波に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県及び国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

また、市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震・津波に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

事業計画	根 拠	備 考
(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）	ア 河川 イ 海岸 ウ 砂防設備 エ 林地荒廃防止施設 オ 地すべり防止施設 カ 急傾斜地崩壊防止施設 キ 道路 ク 港湾 ケ 漁港 コ 水道 サ 下水道 シ 公園
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）	
(3) 都市災害復旧事業計画	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針	
(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画	水道法（昭和32年法律第177号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	生活保護法（昭和25年法律第144号） 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） 老人福祉法（昭和38年法律第133号） 売春防止法（昭和31年法律第118号）	
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）	
(7) 公営住宅災害復旧事業計画	公営住宅法（昭和26年法律第193号）	

事業計画	根 拠	備 考
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	
(9) その他災害復旧事業計画		

3 事業の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 市及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (3) 県は、特定大規模災害等を受けた市長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度に、被災市町村に対する支援を行う。
- (4) 県及び市町村は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (6) 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。
- (7) 市町村は、市町村が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (8) 県及び市町村は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (9) 県は、地震に伴う地盤の緩み、津波浸水により土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (10) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

- (11) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- (12) 県警は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (3) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (6) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (7) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (9) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (10) その他

第3 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を生かしながら、地震・津波に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市は、地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

県は、複数の市町村において地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定するものとしている。

2 復興計画の策定

(1) 市の復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 県の復興計画の策定

県は、複数の市町村で地震災害からの復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県としての具体的な復興計画の策定を行うものとしている。

(3) 被災前の地域課題等の考慮

市は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(4) 地域全体での合意形成

市及び県は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(5) 復興計画作成・遂行のための体制整備

県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市及び防災関係機関は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第4 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5 復興組織体制の整備

市は、災害の規模等必要に応じて、復興組織体制の整備を図り、県から支援を受けて復興事業の推進を図る。

第2節 生活再建支援

◆基本事項

1 目的

被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、市は、県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 被災者情報の一元管理	広報・情報班、民生班	なとりの魅力創生課、デジタル政策課、社会福祉課
第2 り災証明書の交付	輸送・連絡調整班	議会事務局、税務課
第3 被災者生活再建支援制度	民生班	社会福祉課
第4 資金の貸付け	民生班	こども支援課、社会福祉課
第5 生活保護	民生班	社会福祉課
第6 その他救済制度	民生班	社会福祉課
第7 税負担等の軽減	—	税務課、保険年金課、県
第8 雇用対策	総務班、商工班、県	総務課、商工観光課、県
第9 相談窓口の設置	総務班、民生班	総務課、社会福祉課

第1 被災者情報の一元管理

＜災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓＞

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を被災者台帳で一元的に被災者情報を集約・管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第2 り災証明書の交付

＜災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓＞

1 被害調査の実施

市は、り災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。家屋の被害判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月、内閣府）」に基づき実施する。専門的な調査を必要とするとき等は、関係部署又は関係団体等の協力を得て行うものとする。また、家屋被害の判定結果については、被災者支援台帳で管理する。

なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

2 り災証明書の交付

市は、り災者の申請に基づき、被災者支援台帳で確認することによってり災証明書を交付する。

なお、り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等がある。

東日本大震災における対応

り災証明発行の流れ

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/17：り災証明発行に係る検討を開始
- 3/24：り災証明に係るチラシを每户配布
- 3/25：り災証明従事者への説明会
- 3/28：り災証明申請の受け付け開始⇒整理券を発行し、申請を受け付け
- 4/ 1：り災証明現地調査に従事する職員、支援建築士の事務打ち合わせの実施
- 4/ 4：外観目視判定（一次調査）を開始
- 4/ 9：浸水区域の家屋調査を終了。地震被害区域の調査に着手
- 5/ 5：り災証明のコールセンターを設置し、ボランティアにより対応
- 5/10：外観目視判定（一次調査）に不満がある方のための二次調査を開始
- 7/ 1：り災証明事務を税務課に移管

第3 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

1 対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

2 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

被害程度	支給額			計
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
解体 （半壊・敷地被害）		補修	100 万円	200 万円
長期避難		賃借（公営住宅以外）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅以外）	50 万円	100 万円
中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅以外）	25 万円	25 万円

3 支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

4 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である公益社団法人都道府県センターへ送付する。送付を受けた公益社団法人都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

なお、申請の期間は、次のとおりとする。

- （１）基礎支援金にあつては、災害のあった日から 13 か月の間とする。
- （２）加算支援金にあつては、災害のあった日から 37 か月の間とする。

5 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

第4 資金の貸付け

1 災害援護資金

市は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。市は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

また、必要に応じ、貸し付けに関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県からの指導助言を受ける、または、助言を求める。

2 母子及び寡婦福祉資金

母子世帯あるいは寡婦世帯で、被災により生活が困窮している世帯、あるいは住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修又は非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、母子及び寡婦福祉資金が融資される。

市は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円以内	6 月以内	7 年以内

第5 生活保護

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第6 その他救済制度

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又

は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

また、必要に応じ、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県からの指導助言を受ける。

1 災害弔慰金

支給額	① 生計維持者 ② その他の者	500万円 250万円
遺族の範囲	住民登録がある者で災害により死亡した者の遺族 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く）を先にし、その他の遺族を後にする。死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して支給する。 順位 ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母	

2 災害障害見舞金

支給額	① 生計維持者 ② その他の者	250万円 125万円
障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

第7 税負担等の軽減

市及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。

1 住民税の徴収猶予及び減免

住民税の徴収猶予及び減免については、災害による被害者に対して、条例の定めるところにより市税の徴収猶予又は減免を行うものとする。

2 国民健康保険税の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、条例の定めるところにより国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

県は、減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市に対し指導助言を行う。

3 国民健康保険の一部負担金の減免

市は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

また、必要に応じ、一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県からの指導助言を受ける。

第8 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 市及び県の措置

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第9 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、手続き等が効率的に行えるよう、総合案内窓口において対応する。総合案内窓口の設置については、第3章「第14節 相談活動」を参照する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

被災者への生活再建等の支援

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

4/23, 24：被災者生活支援給付のお知らせについて9か所で説明会を実施。郵送、ホームページ、
なとらじ、新聞、テレビ、ラジオにより周知

4/25：被災者支援のお知らせを避難所に配布

4/26～：法務局に被災者支援給付窓口を開設。被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金の申請受付を開始

4/26～4/29：日本財団の職員が、法務局にて日本財団の弔慰金・見舞金の現金支給を実施

5/ 5：コールセンターを開設

6/16：災害弔慰金第1回振込

6/24：第1回災害弔慰金支給審査委員会（震災関連死の審査会。20件を認定）

■資料編

- ・復旧・復興支援制度の概要
- ・復旧・復興支援に係る条例等

第3節 住宅復旧支援

◆基本事項

1 目的

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 一般住宅復興資金の確保	県、建築班	県、都市開発課
第2 住宅の建設等	県、建築班	県、都市計画課、都市開発課
第3 防災集団移転促進事業の活用	建築班	都市計画課、都市開発課

第1 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ市と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第2 住宅の建設等

県及び市は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

県及び市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

県は、災害公営住宅の建設等を行う市に適切に指導・助言を行うとともに、市において対応が困難な場合に建設を代行するなど必要な支援を行う。

(3) 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(4) 生活維持の支援

県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する

公営住宅の入居者資格の特例を適用する。) に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募等によらず入居できる措置等を講じる。

第3 防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

（1）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、津波、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

（2）災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定により条例で指定された区域

3 補助制度等

（1）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。

（補助率：ア～カは3／4、キは1／2）

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画等の策定

（2）地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興支援

◆基本事項

1 目的

中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持安定、再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 中小企業金融対策	商工班、県	商工観光課、県
第2 農林漁業金融対策	農林水産班	農林水産課
第3 相談窓口の設置	商工班、農林水産班	商工観光課、農林水産課

第1 中小企業金融対策

1 市の措置

市は、振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の助言及び広報を行うものとする。

2 県の措置

- (1) 県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- (2) 県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業（災害復旧貸付）により資金の貸付を行う。
- (3) 県は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。

第2 農林漁業金融対策

市は、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という）を活用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農林水産業経営の維持安定を図るものとする。

また、県が、県信用農業協同組合連合会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求めて確保する天災資金、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金や、必要に応じて講じる既借入金の条件緩和措置等の支援措置について、積極的活用を助言する。

1 農業関係

被害農業者等に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進するものとする。

また、日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、農地等の災害復旧資金とし

て土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にするものとする。

2 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう助言するものとする。

3 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船、漁具等）、漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、日本政策金融公庫の金融制度、さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を助言するものとする。

第3 相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

■資料編

- ・復旧・復興支援制度の概要

第5節 都市基盤の復興対策

◆基本事項

1 目的

市及び防災関係機関は、市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 防災まちづくり	建築班、企画班、各部各班	都市開発課、都市計画課、政策企画課、各部各課
第2 想定される計画内容例	建築班、企画班、各部各班	都市開発課、都市計画課、政策企画課、各部各課
第3 都市計画の決定等の代行	県	県

第1 防災まちづくり

- 市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意形成を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者の種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

- 5 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第2 想定される計画内容例

- 1 主要交通施設の整備
道路、鉄道、空港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
- 4 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第3 都市計画の決定等の代行

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第6節 義援金の受入れ、配分

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、関係機関と連携して受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 受入れ	財政班、県、日赤	財政課、会計課、県、日赤
第2 配分	民生班、県、日赤	社会福祉課、県、日赤

第1 受入れ

＜東日本大震災の教訓＞

1 窓口の決定

市、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

＜受入れ担当＞

担当部署	内 容
会計課	被災者に対する義援金の受入れ
財政課	市の災害復旧や復興のための寄付金の受入れ

2 受入れ及び管理

市、県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

＜東日本大震災の教訓＞

市は、「名取市災害義援金配分委員会」を設置し、名取市が受け付けた義援金の配分について十分協議の上決定するとともに、迅速な配分に努める。

2 配分

義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

東日本大震災における対応

義援金配分までの流れ

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/16：義援金の受入れを開始
- 5/ 9：第1回災害義援金配分委員会の開催
- 5/11, 12：災害義援金申請に係る住民説明会を9か所で開催（ホームページ等により周知）
- 5/13：災害義援金の交付申請受付を開始
- 5/16：県の災害義援金の配分基準が提示される
- 5/27：災害義援金第1回振込（日赤第一次＋県）
- 7/19：第2回災害義援金配分委員会の開催（名取市の配分基準、配分額の確定）

第7節 激甚災害の指定

◆基本事項

1 目的

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、県と連携を図りながら早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 激甚災害の調査	企画班	政策企画課、市民協働課
第2 激甚災害指定の手続き	県	県
第3 特別財政援助の交付（申請）手続き	財政班	財政課
第4 激甚災害指定基準	—	—

第1 激甚災害の調査

1 市の措置

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

2 県の措置

県は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

■激甚災害の事務手順

（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第4 激甚災害指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

1 本激甚災害

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特例（激甚法第8条）

エ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条）

オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

カ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(3) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

2 局地激甚災害

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

(4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(5) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

第8節 大規模災害対応の検証

◆基本事項

1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組が、市民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、県、市の防災体制の向上や、市民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	本部設置時	本部解散後
第1 検証の実施	総務班	防災安全課
第2 検証体制	総務班	防災安全課
第3 検証の対象	総務班	防災安全課
第4 検証手法	総務班	防災安全課
第5 検証結果の防災対策への反映	総務班	防災安全課
第6 災害教訓の伝承	総務班	防災安全課、政策企画課

第1 検証の実施

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、防災関係機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

1 情報処理

各機関等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③各班間の業務調整

4 組織間連携

防災関係機関、協定締結団体などとの調整

- 5 個別のオペレーション
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- 6 広報・相談
市民や市外への広報・相談等
- 7 計画やマニュアル
事前に策定していた地域防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制

市は、災害対策本部のほか、災害の規模等に応じ、横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第3 検証の対象

市が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び市民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- 1 市災害対策本部（各班等）
- 2 防災関係機関
- 3 市民
- 4 自主防災組織
- 5 支援自治体
- 6 ボランティア団体 など

第4 検証手法

市は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果の防災対策への反映

市は、検証結果について、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第6 災害教訓の伝承

市は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、市民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

